

○もんま委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、高木委員から欠席する旨の届出がございますので御承知おきください。

まず初めに、1、請願・陳情議案の説明機会の確保についてを議題といたしたいと思いを。本委員会に付託を受けております陳情第13号、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の提出を求めることについてにつきましては、陳情提出者から、趣旨・補足説明の実施について希望があったところがございます。

したがいまして、説明機会を設けることについて、各会派に賛否をお伺いしたいと思いを、反対の会派につきましては、その理由も含めて御発言いただきますようよろしくお願いいたし。

それでは自民党・市民会議。

○安田委員 説明を受けることでいいと思いを。

○もんま委員長 次に、民主・市民連合。

○のむらパターソン委員 説明を受けることを希望し。

○もんま委員長 公明党。

○高花委員 説明を受けることでよろしいかと思いを。

○もんま委員長 日本共産党。

○石川委員 説明の機会を設けることでよろしいと思いを。

○もんま委員長 それぞれ各会派に賛否を聞いてまいりました。全会一致で賛成ということになりましたので、説明機会を設けることとし、陳情提出者に対して、議長名で通知を行うこととしたいと思いを、よろしくお願いいたし。

次に、2、令和3年第3回定例会提出議案についてを議題といたしたいと思いを。議案第4号、令和3年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明を願いたいと思いを。

○佐藤総合政策部長 議案第4号、令和3年度旭川市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、市民活動交流センター管理費など46事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ16億6千996万3千円を追加しようとするものでござい。

本委員会の所管に関わりましては、補正予算書7ページから11ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、2款総務費では、公共交通事業者等緊急支援金で1億519万5千円、12款公債費では、長期債元金で352万2千円、公債諸費で1万8千円をそれぞれ追加しようとするものでござい。歳入につきましては、4ページから6ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、17款国庫支出金のうち、総務費国庫補助金で2億5千459万3千円、21款繰入金のうち、財政調整基金繰入金で6億519万9千円、22款繰越金で659万4千円、24款市債で1億8千万円をそれぞれ追加しようとするものでござい。

また、3ページ下段の第3表地方債補正では、道路橋りょう整備事業の限度額を変更しようとするものでござい。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○もんま委員長 ただいまの説明につきまして、特に委員の皆様から御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめさせていただきたいと思えます。議案の説明に関わりまして出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

続きまして、3、報告事項についてを議題といたしたいと思えます。

まず初めに、上川中部圏域における連携中枢都市宣言について、理事者から報告を願いたいと思えます。

○佐藤総合政策部長 連携中枢都市宣言につきまして御報告申し上げます。お手元の資料、連携中枢都市宣言書を御覧ください。

上川中部1市8町は、これまで上川中部定住自立圏を形成し、圏域全体の活性化を図るため、医療や福祉、観光振興など、様々な分野で連携に取り組んでまいりました。平成26年に、国は、人口減少、少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とした連携中枢都市圏構想推進要綱を策定いたしました。本市では、連携中枢都市圏の形成に向けて、1市8町の間で協議を重ねてきたところであり、本年10月に合意に至りましたことから、10月21日に連携中枢都市宣言書を決定し、公表いたしました。連携中枢都市圏の推進に当たりましては、定住自立圏の取組を発展させるほか、圏域全体の経済成長の牽引や、高次の都市機能の集積強化に資する取組の検討を進めているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、第4回定例会において、各町と具体的に連携する取組内容について御説明をさせていただき、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について御提案させていただきます。また、1月下旬から2月下旬にかけて、連携中枢都市圏ビジョン案についてのパブリックコメントを実施し、3月には連携中枢都市圏ビジョン懇談会から御意見をいただいた上で、年度内に完成させる予定でございます。

以上、御報告申し上げます。何とぞよろしく願いいたします。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に委員の皆様から御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 この件に関わりまして出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構でございます。

次に、旭川市国民保護計画の変更について、理事者から報告を願いたいと思えます。

○松尾防災安全部長 旭川市国民保護計画の変更について、御報告申し上げます。

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法により、国の基本指針及び北海道国民保護計画に基づき作成し、旭川市国民保護協議会へ諮問の上、北海道知事への協議、議会へ報告するとともに公表するもので、変更につきましても準用するものでございます。なお、今回の変更につきましては、国民保護法施行令第5条に規定されます軽微な変更該当するため、旭川市国民保護協議会への諮問及び北海道知事への協議は必要とされておりません。

計画の変更内容について御説明させていただきます。資料、旭川市国民保護計画変更の概要を御覧ください。

資料中2、主な変更内容の(1)でございますが、令和3年4月1日以降の本市におけます組織改正に合わせまして、本計画資料編のうち、国民保護対策本部の組織及び事務分掌の一部を修正しております。続きまして(2)でございますが、本市の人口や世帯など、経年による統計資料数値の修正及び関係機関の連絡先等の変更に合わせて、本編及び資料編の一部を修正いたしております。

今後の予定といたしましては、ホームページにより公表し、周知を図りますとともに、関係機関へ配付いたします。

以上、旭川市国民保護計画の変更についての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○もんま委員長 ここで、委員の皆様から特に御発言等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 この件に関わりまして出席している理事者の皆様につきましては、退席していただいで結構でございます。

次に、旭川市長選挙・旭川市議会議員補欠選挙・北海道議会議員補欠選挙の結果について、投票管理者の選挙運動に関わる書類送検について、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所整理券の配付遅れについて、以上の3件につきまして、理事者から順次、説明願いたいと思っております。

○東田選挙管理委員会事務局長 まず1点目です。10月4日の総務常任委員会で報告させていただきました、旭川市長選挙・旭川市議会議員補欠選挙・北海道議会議員補欠選挙の結果についてに関する資料及び発言内容について、一部誤りがありましたので、おわびの上、訂正させていただきます。

訂正箇所でございますが、資料の裏面の旭川市議会議員補欠選挙及び北海道議会議員補欠選挙に関する開票結果判明時刻及び遅れた時間の部分でございます。旭川市議会議員補欠選挙の開票結果判明時刻、午前2時45分と記載されておりましたけれども、それを午前3時10分に、それから、遅れた時間、1時間15分と記載されたものを1時間40分に、続いて、北海道議会議員補欠選挙の開票結果判明時刻、午前3時10分と記載されたものを午前2時45分に、遅れた時間、1時間40分を1時間15分に、それぞれ訂正をしております。

各委員の皆様には、10月7日に資料を差し替えさせていただきました。

今後、このようなことがないように注意いたします。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、令和3年9月26日執行の旭川市長選挙における投票所の投票管理者が、公職選挙法において選挙運動をすることが禁止されているにもかかわらず選挙運動を行ったことにより、10月15日に書類送検されました件についてであります。

投票管理者につきましては、公職選挙法第37条で、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てるとされており、その選任に当たっては、基本的には投票所のある地域の市民委員会にお願いし、推薦していただいておりますが、まずは、前回の選挙において選任した方に対し、従事できるかどうかといった意向を確認し、できるという場合におきましては選任の手続を行っております。また、従事できないとの申出があった場合は、その地域の市民委員会の会長と協議を行い、後任の方を推薦していただいております。

今回の投票管理者につきましては、これまでも従事していたため、本人の意向を確認し、選任しておりました。なお、10月31日執行の衆議院議員総選挙において、今回書類送検された本人に対し、10月6日に意向確認の通知をし、翌日7日に従事できない旨の申出があったため、その後、市民委員会の会長に対し、後任の推薦をお願いし、別の方を投票管理者として選任しております。

これまで、投票管理者の選任に当たりましては、選挙運動をすることができないことを誓約していただいておりますが、今後、こうしたことが起こらないよう、選任の際に、選挙運動を行うことができないことについて具体的な事例を示しながら、分かりやすく周知してまいります。

3番目です。今月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所整理券の配付が遅れたことについての御報告であります。

10月4日に、自民党の岸田総裁から10月31日を投票日とすることが表明されたことを受けまして、当事務局におきまして、4日に投票所整理券の印刷発注の手続を開始しまして、翌週の12日に納品されております。納品された整理券には必要な情報が印字されていないことから、12日の夜から14日にかけて、本庁舎において、納品された整理券に有権者の氏名、住所などの個人情報、当日投票する投票所、あるいは投票日、時間などを印字しまして、その後裁断し、圧着の作業をし、はがきという形に整理しております。印字された整理券は、投票所ごとに区分されておりますので、その後、配達を考慮して、15日には郵便番号ごとに並べる作業を行ったり、目の不自由な方への点字シールを貼る作業などを行った後、箱詰めを行って、16日土曜日、午前10時30分に旭川中央郵便局に引渡ししております。実際の配達には18日月曜日から始まりましたが、市内に17万戸を超える世帯がございますので、郵便局との事前打合せでは、全世帯への配達にはおおむね5日程度を要するというので、22日金曜日までかかることを見込んでおりました。こうしたことから、20日の期日前投票の初日に配達されていない世帯が発生しております。

多くの有権者に御心配、御迷惑をおかけし、大変申し訳なく思っております。

整理券の作成から配達まで、こうした一連の作業がありますが、最低でも3週間程度、時間が必要となってきます。選挙日程をある程度予想できる地方選挙や、あるいは参議院議員の普通選挙などは、想定する日程を基に作業スケジュールを事前に組むことができますので、これまでは配達が遅れることはなかったわけですが、衆議院議員総選挙におきましては、選挙期日が想定できず、さらには急遽日程が前倒しとなりまして、準備期間が非常に短かったことから、こうした遅れが生じました。

なお、期日前投票が始まる20日には、投票所の整理券が届かないという苦情やお問合せを100件以上受けております。皆様に状況を説明し、期日前投票を希望される方には、整理券がなくても本人であることを確認できる書類があれば投票が可能であることを伝えているところであります。あわせて、20日の段階で、ホームページやSNSを使いながら、投票所整理券の配付が遅れていることのお知らせをしております。

今後、今回の事案につきましては、配達がどういった方法なのかという部分も含めまして郵便局と協議するとともに、こうした遅れのおそれが生じる場合には、事前に情報発信するなどの対策を検討してまいります。

○もんま委員長 ただいま、3件まとめて理事者から報告を受けたところでございますが、委員の皆様、特に御発言はございませんか。

○石川委員 ただいま選管から3点ほどまとめて報告いただいたところであります。

まず、投票管理者の選挙違反に関わる書類送検について、お尋ねしたいと思います。

新聞報道によりますと、この男性は、市長選の期間中、公選法で選挙運動が禁止される投票管理者の立場にありながら、自民党など推薦の新人、今津寛介氏の支持者らが集まった会合で、同氏への投票を呼びかける演説をするなど、選挙運動をした疑いが持たれている。会合には、今津氏も参加していたと、このようにありますけれども、この報道に間違いはないかどうか、まず確認させていただきたいと思います。

○東田選挙管理委員会事務局長 この方につきましては、書類送検をされておまして、現在、捜査中であることから、その内容についてお答えすることはできませんので、御理解賜りたいと存じます。

○石川委員 選挙運動の内容につきましては、この会合に現今津市長が参加していたかどうかを含めて、たとえ知っていたとしても答えられない、そういった答弁だと思います。

この男性は、これまでも投票管理者として従事していたということなんですけれども、過去何回ほど投票管理者の事務を行っていたのでしょうか。

○坂谷内選挙管理委員会事務局主幹 平成22年の参議院議員通常選挙から、先日行われました市長選挙まで、11年間で17回の選挙で投票管理者を務めております。

○石川委員 今、11年間で17回ということで、相当多い回数でないかなというふうに受け止めたわけですが、もし分かれば教えていただきたいんですけれども、投票管理者の方というのは、平均的には、大体何回ぐらいこの投票管理の事務を行っているんでしょう。分かれば教えてください。

○坂谷内選挙管理委員会事務局主幹 申し訳ございません。それぞれの方が務めている平均的な回数について、ちょっと正確な回数は把握しておりません。

○石川委員 平均的な回数は分からないということなんですけれども、17回というのは、平均と比べて多いか少ないかと言われたら、どうでしょうね。

○東田選挙管理委員会事務局長 ほかの方の回数はしっかり数えておりませんので分かりませんが、17回というのは多いほうだと思います。この方も、どういった内容でというのは、先ほどの話は分かりませんが、今まで17回ということは、かなりベテランのほうに入っているのかなと思います。

それと、最近はやっぱり高齢化が進んでいますので、このあたりで辞めたいという方もおります。交代をするときには、先ほど言いましたように市民委員会の会長さんと協議しながら、次の方を選任しているということをやっておりますので、最近、そういった理由でお辞めになるというか、できないという方も中にはいらっしゃいます。

○石川委員 17回というのは相当多い回数で、この方はベテランだ、そういった答弁がありました。

そこで、投票管理者は、基本的には地域の市民委員会にお願いして推薦していただいているということだったんですけれども、例えば、市民委員会の役員をしていらっしゃるとか、立派な経歴があるですとか、人格者だとか、清廉潔白だとか、何か推薦に当たっての基準といったようなものはあるのでしょうか。

○坂谷内選挙管理委員会事務局主幹 投票管理者につきましては、公職選挙法におきまして、選挙

権を有する者の中から選挙管理委員会が選任した者を充てることとされておりまして、地域の市民委員会のほうで適任者を推薦している状況でございますが、それに当たって推薦の基準というのは特に設けておりません。

○石川委員 推薦の基準は特にないとのことでした。

今回、投票管理者が選挙違反によって書類送検されたわけなんですけれども、過去にこのような事例というのはあったのでしょうか。

○坂谷内選挙管理委員会事務局主幹 投票管理者が選挙違反で書類送検されるといったような事例は、これまでになかったところでございます。

○石川委員 過去にはなかった、今回初めてということですよ。

この男性が、投票管理者は選挙運動をしてはいけないということを知らないで行ったとすると、これは選管の説明不足、そういうことになると思うんですよ。しかし、知っていてやったとなると、もう、確信犯ですよ。一部の報道によりますと、この方は元旭川市消防長というふうになっております。長年行政を経験していた方が、知らなかったとは思えないですよ。しかも、先ほどの答弁では、過去11年にわたり17回も投票管理者を務めた、言わばベテランですね。知らなかったはずはないというふうに私は思うのですが、選管での受け止めはどうでしょうか。

○坂谷内選挙管理委員会事務局主幹 先ほど局長からの説明にもありましてとおり、選挙運動につきましても、投票管理者は行ってはならないということを誓約していただいている状況ですので、御本人は分かっている中で選挙運動をされたということになると考えております。

○石川委員 御本人が分かっている中でというのは、こういう規則があることを知っている中でという、そういった意味ですか。

○坂谷内選挙管理委員会事務局主幹 法律の中でそういった決まりがあるということを知っている中で選挙運動を行ったのではないかと考えております。

○石川委員 だからこういう決まりがあるのを知っている上であえて行った、そういったことですよ。

結果的に、これは選挙管理委員会が選任しているんですよ。ということは、選任責任というか、任命責任が選管にあるのではないかとと思うのですが、その点についてはいかがでしょう。

○東田選挙管理委員会事務局主幹 先ほど御答弁いたしましたとおり、選挙権を持っている方を選任しておりますので、そういった選任についての手続的な問題というのはなかったというふうには認識しておりますけれども、選任された方が選挙運動を行った疑いがあり、書類送検されたといったことについては残念に思いますし、しっかり前もって、どういったことが選挙運動になるのかというのをお示ししていなかったのは事実です。

ただ、先ほどの御答弁、説明の中で、選任するときに誓約書を書いてもらうというところには、明確に選挙運動することはできないというふうになっておりますし、そういったやり取りはあるんですけども、具体的な事例を示していなかったということは、確かに我々選挙管理委員会としても責任を感じているところであります。

○石川委員 選管としても責任を感じている、そういったことでしたね。

この投票管理者が選挙演説を行った場所は、地区センターの駐車場だというふうには聞いているんですよ。しかしこの時期は緊急事態宣言下で、そういった施設は使えなかったはずなんです。そ

の二重の意味で、罪は重いのではないかということ指摘したいと思います。

続いてなんですけれども、投票所整理券配付の遅れについても報告がありました。過去に、今回のように投票所整理券の配付が遅れたといったことはあったのでしょうか。

○坂谷内選挙管理委員会事務局主幹 これまでの選挙におきましては、選挙の日程を想定しまして、スケジュールを組んで作業を行ってございましたことから、選挙期日の告示または公示の数日前までには届くというようなスケジュールでお送りいたしておりますので、期日前投票の開始日に間に合わなかったということとはございませんでした。

○石川委員 過去にこのようなことはなかったということなんですよ。

先ほどの報告の中で、急遽、日程が前倒しになったというふうに言われていたんですけども、この総選挙は、今年の10月あるいは遅くても11月にあるということはあらかじめ分かっていたと思うんですが、いかがでしょうか。

○坂谷内選挙管理委員会事務局主幹 衆議院議員総選挙につきましては、11月の上旬から中旬にかけてであるという想定で事務局としては考えておまして、投票所整理券の印刷内容の校正作業など、発注前に行うことができる作業につきましては、9月のトリプル選挙の作業を行いながら進めておりましたけれども、発注につきましては、10月4日の岸田総裁の日程の表明を受けまして、急遽、その手続を始めたというところでございます。

○石川委員 今の答弁で、総選挙が11月の上旬から中旬だろうというふうに予測したということで、選管の読みが甘かったということだと思いますね。

報告の中で、苦情や問合せは、この20日の1日だけで100件以上あったということなんですけれども、それ以降、苦情や問合せはどうだったんでしょう。

○坂谷内選挙管理委員会事務局主幹 10月20日に100件以上、電話による問合せを受けまして、翌日、21日には100件までは至らなかったかなというふうに捉えておりますが、次の22日金曜日にはほぼ届いたと思われまして、電話についてはそれほど多くはございませんでした。

22日までには届いたというふうに考えております。

○石川委員 20日だけで100件以上、翌21日も今の答弁では100件近くということで、2日間で200件ぐらいの苦情や問合せがあったということだと思うんですよ。これだけ苦情や問合せがあったということを選管はどう受け止めますか。

○東田選挙管理委員会事務局長 これまで配達が遅れたことはありませんでしたが、問合せについては、これまでも期間中に数十件というのはございました。そのときは、それぞれの内容に応じて対応をしてきておりました。したがって、今回発送が遅れて、20日の期日前投票に間に合わないということがある程度予想されておりましたので、そういった問合せが多く来るといふふうには考えまして、担当だけではなくて、事務局全員で対応するということを指示しながら、実際に行ってまいりました。

内容につきましては、その中にお叱りの電話もありましたけれども、多くは、まだ届いていないという不安をお持ちの方ですとか、あるいは期日前投票に行きたいけれどもどうしたらいいのかといったお問合せが多くありまして、そのあたりは丁寧に説明を行ってまいりましたが、やはり100人以上の方がそういった不安を抱いて問合せをして電話をかけてきたということは、事前に情報を提示するところに配慮が不足していたのかなと思って受け止めております。

○石川委員 事前に情報を提示しなかったと。ある程度、苦情や問合せがあることを予測して、事務局全員で対応したということなんですけれども、選管に問合せをするという人は、ある意味、意識の高い人だというふうに思うんですよね。私の元にも、たしか21日だったと思うんですけれども、市民の方から、投票所の整理券がまだ届いていないよといった問合せがあり、事務局長にもその点については確認させていただきました。このように、議員に問合せする人もいますし、あるいは御近所の方で、いやうちまだ整理券届いていないんだけどもお宅届いたとか、そういう会話は市内でたくさん交わされたんじゃないかと思うんですよね。それだけ、市民の皆さんに不安を与えたと思うんですけれども、そのことに対する選管の受け止めをお伺いします。

○東田選挙管理委員会事務局長 今、委員がおっしゃったとおり、多くの方が問合せをしてきたということは、我々の情報の出し方もありますけれども、不安を与えていたという、そういった配慮のところは先ほど答弁したとおり受け止めていますし、ここにいらっしゃる議員の方も、それぞれ市民の方から、どういう状況なのかという問合せで、選管に代わって答えられていた方もいますし、その後、私のところに電話をかけてこられた方もいて、その点については大変申し訳なかったなと思っております。

市民の方は、こういった選挙の中で、投票所整理券を持たないと投票できないと思っている方も確かにおりますし、お話をすると、ああ、なくても投票に行けるんだっていうこともあります。

いずれにいたしましても、投票所整理券が届いていないということに対しては、私たちが配慮をしながら、今後対応を考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

○石川委員 今、選管より3点、報告があったわけですよね。1点目のトリプル選挙で道議補選と市議補選の開票結果判明時刻が違っていた、これは言わばケアレスミスで、よくある話かなというふうに思います。先日、その差し替えの表もいただきましたしね。

2点目の投票管理者の選挙違反に関わる書類送検について、これは、選管に任命責任があるにせよ、問題となっているのはあくまでも当該投票管理者だというふうに思います。

しかし3点目、今、質疑させていただきました投票所整理券の発送が遅れたというのは、私は、これは明らかに選管のミスであるのではないかと思うんですよね。19日が公示で、例えばですけれども、21日から仕事なり何なりで旭川を離れるため、20日に期日前投票をするのがワンチャンス、そういう人ももしかしたらいるかもしれません。その場合、貴重な投票権を行使できなかったということになりますよね。それでなくても、特に高齢者の方はせっちな方が多いので、20日になったら期日前投票に行こうと張り切っている、あるいはもっと言えば、整理券が来るのを楽しみにしている、そういう方もいらっしゃるかもしれません。そういう方で、整理券が届かなかったのもうすっかり選挙に行く気が失せてしまった、そういう方もいらっしゃるのではないかと思うんですよね。選管の責任は非常に重いというふうに私は感じているわけなんですけど、改めて、こういった事態が起きたことをどう受け止めるか、お聞かせいただきたいと思います。

○東田選挙管理委員会事務局長 今回の遅れに対しましては、発送の方法ですとか、どういった準備をしながら発送をしているかといった部分は、この選挙後に郵便局としっかり再度協議をしていく必要があるかなと思っております。

それと、こうした遅れが生じた場合にどういうふうに対応するべきなのかと。ホームページだとか、SNSを使ってはいますけれども、全ての方が見られるものではないですし、ましてや高齢者の

方がホームページをというふうになっても難しい部分もありますので、時間もない中で、どういう方法で情報発信ができるのかというのも今後検討しなければならないのかなというふうに思っております。

今おっしゃったように、仮に整理券がなくても投票ができるということを、これまで選管としてもPRしてこなかったというのは事実であります。整理券を持って投票所に行きましょうということを常日頃言っていましたけども、仮に整理券がなくても投票できますよということが、なかなか有権者の方、市民の方には伝わっていないのかなと思います。

前回の市長選のときもそうだったんですけども、イオンが期日前の投票所になっておりまして、店舗の協力も得ながら、投票所整理券がなくても投票できますよというのを盛んに店舗の中で放送してくれております。その中で、仮に整理券がない場合はどうするかといいますと、二重投票を防ぐ意味で、再発行という形で投票所整理券を発行いたします。そうすると、前の投票所整理券、例えば忘れてきて自宅に置いている投票所整理券というのは、再発行の記録ができますからもう使えなくなりますので、二重投票を防ぐことができるということなんですけれども、再発行している件数が、前回の分もまだしっかり整理はされていないんですけども、イオンだけを見ると500件ありました。ほかはどうかというと、フィールで100件、第2庁舎で50件、支所でも50から70件という数字ですので、フィールからは5倍ですし、第2庁舎から見ると10倍ぐらいの再発行をしたというような記録を今整理しております。そういう意味では、放送をしながら訴えていくと、整理券がなくても投票しに行く方が増えるということはある程度分かってきております。

そういう意味では、本来は、投票所整理券はちゃんと期日前投票の日にちまでに発送できないといけないと思うんですけども、仮になくても投票できますよというのを、平時から情報発信をしていくということも大切なのかなと思っておりますので、今後、選管としても対応していきたいというふうに思っておりますし、今回、違う意味で学ばせていただきましたので、そのあたりは今後検討していきたいというふうに思っております。

○石川委員 確かに答弁にあったように、高齢者にホームページやSNSを見ろというのは難しいと思うんですね。整理券がなくても、本人であることが確認できれば、例えば免許証なんかがあれば期日前投票ができるということなんですけれども、これを知らないんですよ、本当に。投票所整理券がなかったら駄目だと思っている人がたくさんいるんですよ。なくてもいいんだということを知らない人が多いんですよ。

連日、ここの庁内放送でも、当日投票に行けない方は必ず期日前投票に行きましょうって爽やかな声で流されているんですけども、しかし、期日前投票が始まっても整理券が届いていない。届いていないならばこういう方法がありますよということは、庁内放送でも言っていないですね。今言われましたように、イオンだとかフィールだとか、商業施設では、整理券がなくても投票できますよということをアナウンスしているんです。それなのに、選管はそういうことを今までアナウンスしてきたとは思えないんですね。やはり、これはもっと選管が先頭に立って、積極的にアナウンスしていく必要があると思うんですが、最後にその点についてお伺いします。

○東田選挙管理委員会事務局長 委員御指摘のとおり、イオンあるいはフィールなど、商業施設に来られた方が買物のついでに投票していただけるようにということで、整理券がなくても投票できますよというのを、店舗側と協議しながら、積極的にかなりの回数で放送していただいているという

のが実態です。

確かに、今まで商業施設以外のところで、整理券がなくても投票できますよということは、なかなか発信はできておりませんでしたし、御指摘のとおり、今、この庁内でかかっているところもありません。そういう意味では、整理券がなくてもできるという認識は我々しか持っていなくて、それを伝えていくという手法までを考えて出していたかというところ、そこは不足していましたので、そのあたりはしっかりやっていきたいと思っております。

○石川委員 ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいということを申し述べまして、質疑を終わります。

○もんま委員長 他に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、以上で予定をしておりました議事は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から御発言等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会とさせていただきます。

散会 午後1時49分